

# 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法及び同法施行規則に基づき、理事会で決議された「内部管理基本方針」に基づき、以下の施策を実施し、内部管理態勢の充実を図っております。

## 1 役職員の法令等遵守体制

- (1) 業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして、法令等遵守に係る「基本方針」等の策定や、不正行為等の早期発見と是正のため、「公益通報者保護規程」を策定し、法令等遵守に係る態勢整備を図っています。
- (2) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項を指示するなど、その実施状況を検証しています。

## 2 理事の職務執行に係る文書等保存及び管理

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「文書・帳票規程」に基づき適切に保存・管理しています。
- (2) 理事及び監事は、これらの文書を常時閲覧することができる体制となっています。

## 3 損失の危険の管理体制

- (1) 当金庫全体のリスクを統合的に管理する部署として「総合企画部」を定めるほか、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保しています。
- (2) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じる損害や影響を最小限に抑えるため、「コンティンジェンシープラン(危機管理計画書)」に基づいて対応マニュアルを定め、平時より実効性ある危機管理態勢を整備しています。
- (3) 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項を指示するなど、その改善状況を検証しています。

## 4 理事の職務執行の効率性確保

- (1) 理事の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、理事会を定期的開催し、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、あらかじめ常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う体制となっています。
- (2) 理事会は、全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定しています。

## 5 監事への報告及び監事監査における体制

- (1) 監事の職務を補助する職員を配置することができ、当該職員への指揮命令は監事が行います。当該職員の人事等の決定については、監事の同意を得ることとなっています。
- (2) 理事及び職員は、理事会及び常務会で決議された事項や当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直ちに監事に報告することとしています。
- (3) 監事は、監査業務執行にかかる重要な書類等を適宜閲覧し、必要に応じて理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる体制となっています。
- (4) 監事は、理事長との定期的会合や理事会その他重要な会議への出席や内部監査部門、会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行う体制となっています。

